

BELS評価料金

単位：円（税込み）

建て方	審査条件		料金	
一戸建ての住宅	単独審査		38,000	
	併願審査		13,000	
共同住宅等	単独審査	住戸部分の申請に係る戸数 (基本料金+戸当たり料金×評価住戸数)	2～15戸以下	110,000+2,000×N(評価住戸数)
			16戸～30戸以下	143,000+2,000×N(評価住戸数)
			31戸以上	別途、お問い合わせください。
	併願審査		2～15戸以下	60,000
			16戸～30戸以下	120,000
			31戸以上	別途、お問い合わせください。
	共用部分		80,000	

※併願申請は、建築物エネルギー消費性能適合性判定・設計住宅性能評価・長期使用構造等確認審査とし、計算書の変更がないもので

外皮及び一次エネルギー消費量計算に基づくものとする。(共用部分未計算の場合は、共用部分の料金を加算する)

※変更申請料金は、対象となる直前の評価を当機関が行っている場合は、1回の変更につき、上表申請料金の2分の1の額とする。

※非住宅建築物に係るBELS評価料金につきましては別途、お問い合わせください。

その他手続きに係る料金

単位：円（税込み）

手続きの種類	料金
評価書の再交付	5,500
シール、プレート及び電子データの交付	別途見積り